

埼玉労基 1016 第 10 号  
平成 30 年 10 月 16 日

各 位

埼玉労働局長



埼玉県最低賃金の最低賃金額改定に係る広報について（協力依頼）

日頃より労働行政の円滑な推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、埼玉県最低賃金の「最低賃金額を1時間898円（引上げ額27円）、改正発効日を本年10月1日」とする改正決定を行ったところです。

埼玉県最低賃金は、罰則をもって賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パート、学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されますが、今回は特に過去最大の引上げ額となるため、その影響は非常に大きく、最低賃金額改定をできるだけ広く関係者に周知する必要があると考えております。

つきましては、同封のポスターの掲示、リーフレットの配布のほか貴機関・団体で発行される広報誌、及びホームページに埼玉県最低賃金の最低賃金額改定に関する記事を掲載していただきたくお願い申し上げます。

なお、参考までに広報誌の掲載用例文を同封いたしますので、広報誌に掲載いただきました場合は、当局労働基準部賃金室に当該広報誌を郵送又はファクスにより送付いただきますようお願い申し上げます。

また、リーフレットは、埼玉労働局ホームページからダウンロードできますので、ご利用いただきますようお願いいたします。